

ネットワーク利用犯罪における技術要素の考慮方法

赤岩 順二^{†1}

サイバー犯罪は、(1) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正アクセス禁止法違反などサイバー空間の基盤であるコンピュータとネットワークそのものへの侵害を加えるものと、(2) サイバー空間を利用した詐欺や著作権侵害などネットワーク利用犯罪とに分類することができる。前者では、プログラムなどの技術要素が侵害客体としても侵害手段としても登場するが、後者ではサイバー空間以前から存在する犯罪類型がデジタル化に伴う社会変容で位相を変えた問題であるという違いがある。Winy 事件、違法ダウンロード刑罰化、公職選挙法におけるインターネット選挙対応を素材として、ネットワーク利用犯罪において技術要素をどのように考慮したらよいかを検討する。

How to Take Account of Technical Elements in Network-Related Crimes

JUNJI AKAIWA^{†1}

1. はじめに

1.1 デジタル化と著作権法

「アップロード」幫助の著作権侵害罪が問われた裁判例(Winy 事件)と平成 24 年改正著作権法における違法「ダウンロード」刑罰化とは、デジタル化にともない変容するシステムと社会のある境界面を挟撃するかのようになっている事象への法的対応であり、いまや著作権法(しかも刑事罰)はその変容の矢面に立って対応している印象を受ける。たしかに、知的財産法はデジタル化によるシステム・社会変容の影響を大きく受ける法領域であり、なかでも著作権法は、著作物がデジタル化されると、その複製が容易となり(かつ劣化しない)、さらに加工・編集、送受信が容易になることから、システムと社会の変容の影響が現れやすい法領域といえよう^a。

とはいえ、デジタル化による社会変容は法領域によって程度の差はあるものの何らかの対応や考察を迫られている現象である。その点で、2013 年(平成 25 年)夏の国政選挙で解禁された「インターネット選挙運動」をとりあげてみよう。公職選挙法が施行された昭和 25 年(1950 年)ごろを考えると、確かにプログラム内蔵型のデジタル型の商用コンピュータの歴史が始まっていたものの、すくなくとも一般には今日のような利用の姿は想定されていない^b。

インターネット選挙運動が一部解禁された公職選挙法では、デジタル化されたコンテンツ(選挙運動では「文書図画」)が「システム境界」で問題となっている点、そして刑事罰の成立が問われている点において、著作権法におけ

る「アップロード」「ダウンロード」(録音・録画)をめぐる規制が面している課題との共通性を観察することができるのである^c。

1.2 ネットワーク関連犯罪と技術要素

サイバー犯罪は、(1) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正アクセス禁止法違反などサイバー空間の基盤であるコンピュータとネットワークそのものへの侵害を加えるものと、(2) サイバー空間を利用した詐欺や著作権侵害などネットワーク利用犯罪とに分類することができる。

技術要素という点では、前者(1)においてはプログラムなどの技術要素が侵害客体としても侵害手段としても登場するが、後者(2)においてはあくまで犯罪の基本的類型そのものはサイバー空間以前から存在するがデジタル化技術による変容により発現形態が変化しているものである。

本報告では、ネットワーク関連犯罪における技術要素の考慮する際のポイントを検討する。

2. ネットワーク利用犯罪立法と規制境界の技術要素

2.1 インターネット選挙～SMTPメールとメッセージングアプリ～

インターネット選挙運動の解禁をめぐる多くの論点が議論された^d。そのなかで、広く興味を惹いたものの一

^{†1} 明治大学法学部

Meiji University, Faculty of Law

^a 近時の教科書には必ず何らかの形で触れられているが、簡明に整理しているものとして、たとえば角田政芳・辰巳直彦『知的財産法(第6版)』(2012、有斐閣)「第21章 インターネットと知的財産権」(角田政芳執筆)参照。

^b 1950年から1951年にプログラム内蔵型でトランジスタを用いたUNIVAC I、1952年にIBM社がIBM最初の商用計算機IBM 701を発表など(長尾真他編『情報科学辞典』(1990、岩波書店)「情報科学年表」850頁)。

^c 本報告で「システム境界」とは、「システム化対象領域における、人間系と機械系の境界」(菱木俊彦・白銀純子『要求工学概論(トップエスエー基礎講座2)』(2009、近代科学社)56頁)というシステム要求分析の定義を参考にしている(ただしシステム化対象領域とされたものをあたらしく作るか既存のものを利用するかは問わない)。「システム境界」においてその利用(入出力)があるシステムは開放系(オープン)システム、外部との交渉なしにシステム内の構成要素のみで機能するものを閉鎖系(クローズ)システムとするならば、選挙運動に関わるインターネットも、デジタル著作物に関わるシステムも、外部との交渉と入出力をもってはじめて機能する開放系(オープン)システムに分類できる。それゆえ、システム境界の分析が問題となる。「機械」の概念については Michael Jackson, 'Machine', *Software Requirements & Specifications*, 1995, Addison-Wesley (玉井哲雄・酒匂寛記『ソフトウェア博物誌』12頁「機械」)を参考にしている。

^d 従来から、選挙にともなう活動をめぐって発生してきた刑事的規制をめ

つに電子メールの転送問題がある。選挙運動用電子メール (SMTP プロトコルによる電子メール、以下 SMTP 電子メール) による選挙運動用文書図画の配布が候補者・政党等に限られる一方で、「フェイスブックや LINE などユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールを利用する方法ではない」とされ当該規制の範囲外とされたのであったe。立法府における議論では、SMTP メールについて全面的に解禁する案と、送信者を候補者および政党等に限定する案とが提出され、最終的に後者の案を基本に調整されたものであるf。

今回の立法の規制境界として、これまでの検討経緯をもとに、ウェブサイト系と電子メール系とを分けるという基準を崩さないことは理解できる。また、候補者・政党等と有権者というシステムのユーザを分類することは、公職選挙法の基本概念にもとづくものでもあり重要な区分である。そのうえで、メッセージングアプリを禁止されていないウェブサイト系に位置づけるのも分類の議論としては理解できる。また、SMTP 電子メールは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成十四年四月十七日法律第二十六号) によって定義され SPAM メール対策などを目的として運用も行われているし、利用開始時やその後の利用にあたって本人確認の程度が現状では異なっていることg、プロトコル (プログラム間のデータのやりとりの順番等) の標準化の程度 (したがってプロトコルに従えば SMTP ソフトウェアを製造提供することが比較的容易、検証容易性、

ぐる課題があらためて問題となっている。たとえば、正当な表現行為と名誉棄損の限界づけである。そしてその際、プロバイダ責任制限法の特例として、選挙運動等に用いる「文書図画の流通に係る情報の流通により自己の名誉を侵害されたとする候補者・政党等からプロバイダ等に情報削除の申出があった場合」の情報発信者への削除同意紹介期間が通常の7日から2日に改正されたことも規制方式としての特色といえよう。これに関して、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会による『プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手引き』(2013年4月30日)がある。そこでは、**手続ガイドライン**、候補者・政党等からプロバイダへの名誉侵害情報の通知書、プロバイダからの情報流通者へのメール文例の書式などまで掲載されている (http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/Internet_election.html, 2013年5月15日照会)。「文書図画に記載され又は表示されているバーコードその他」であってこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示されるものは「当該文書図画に記載され又は表示されているものとする」(改正公職選挙法 271 条の 6)も技術の規制境界として興味深い。

e ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布 (改正公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項)、電子メールを利用する方法による選挙用文書図画の頒布 (改正公職選挙法第 142 条の 4 第 1 項) が解禁された。他方、電子メールについては送信主体が候補者・政党等に限定され (SNS・LINE などはウェブサイトにも扱われ限定されないと解説されている)、メール受信者が送信の同意・求めをした、ないしメールマガジン等の継続的な受信者のみに限定されており、これらへの違反は従来どおり禁固 2 年/罰金 50 万円以下、公民権停止の罰則が設けられている (改正参照、総務省「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」, http://www.soumu.go.jp/senkvo/senkvo_s/naruhodo/naruhodo10.html, 2013/05/15 閲覧)。

f 第 183 回国会・衆議院「政治倫理の確立及び公職選挙法の改正に関する特別委員会」(平成 25 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 11 日)、参議院「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」(平成 25 年 4 月 18 日)。

g 現状では、SMTP 電子メールはプロトコルの標準化の程度が強く結果として SMTP 電子メールのアドレス取得において本人同定の程度が低く、それに反してフェイスブックや LINE などは特定ベンダーの実装管理となっており結果として本人同定の程度が強いといえる。

こういった点を考慮することもたしかに必要であろうh。

しかしながら、SMTP 電子メールやメッセージングアプリを利用する者 (ここで利用する者には情報を享受する者だけではなく情報を生み出し提供する者も含む広い意味での利用者を含むものとする) からみると、今回の規制境界の内外とされたいずれの方式も広い意味では利用者間で情報を伝達しあうことになかにも含まれている。今回の規制境界は提供される「システム」内部の実現方法の違いによる区別にすぎない。

たとえば、仮に、SMTP 電子メールと LINE などのメッセージングアプリ (以下メッセージングアプリ) とを相互連動させるソフトウェアを想定してみようj。そのような相互連動の仕組みがシステムのいずれかの箇所に介在するとしよう。そのとき、メッセージングアプリによる伝達が結果としては受信者には SMTP 電子メールとして受信され、逆に SMTP 電子メールとして送信したものがメッセージングアプリによる伝達として受けとられるk。またウェブサイト系に分類された各種ソフトウェア (たとえばフェイスブック) と SMTP 電子メールとの連動は行われている。こういったとき、インターネット利用できわめて日常的な基礎動作が、内部の実現方法の違いによって結果として大きな差を生むことになる。

2.2 違法ダウンロード刑罰化～ダウンロードとストリーミング～m

違法ダウンロードの刑罰化では、「ダウンロード」すること (著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジ

h すでに述べたように特定電子メールの送信の適正化等に関する法律では、電子メールは SMTP (Simple Mail Transfer Protocol) を明示している。SMTP は、クライアント・サーバーモデルの実装を基本としており、サーバー側の管理を通じた管理が可能である。メッセージングアプリは、通信プロトコルとしてはより低位のインターフェースを利用し、通信プロトコル上の制約が少なく、負荷を下げた実装が可能であり、スマートフォン利用の拡大にもなってきたさまざまな利用が拡大しているといえる。

i 日本インターネットプロバイダ協会・情報ネットワーク法学会主催特別講演会「インターネット選挙運動解禁で選挙はどう変わる」(2013年6月13日開催)でも会場からこの点についての言及が多くあった。

j プロトコル、プラットフォーム等の相互接続は、システム化を企画する場合にまず思い付くことである。そこでは、標準化が様々なレベルで行われる。この点については、名和小太郎『技術標準と知的所有権』(1990年、中央公論社) 参照。

k そのような仮想的な状況では、行為者のその事態全体に対する意味認識も変更されていないこともありうるから、規制対象とするばあいには、たとえば立法時に行う目的による区分を加えることが試みられるであろうし、適用時にも「罪を犯す意思」(刑法 38 条)の有無が特に問われるだろうし、刑事規制をするには熟していないとして規制外とするとする選択も考えられるところであろう。デジタル化にともなう社会変容に対応する刑事立法や刑事裁判において主観面での成立要件が問われることが多いと感じる要因の一つはこの点に関わっているように思われる。また、「不正指令電磁的記録作成等の罪」(刑法 168 条の 2 第 1 項) (コンピュータウイルス罪) は、逆からの観点から (プログラム側から人の利用行為をみる視点で) 「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」(第 1 項第 1 号) と利用者側の意図という表現で利用者側の文脈を捉えようとしているといえる (もちろん同罪の成立にはその他の要件たとえば、不正指令電磁的記録を作成する側の「正当な理由」「実行の用に供する目的」である「不正な指令」等が必要である)。

l 基礎行為と呼んでもよいだろう。基礎行為という概念について、黒田亘『行為と規範』(1992年、勁草書房) 63頁参照。

m 詳細は[赤岩 2013]を参照くださいれば幸いです。

タル方式の録音又は録画) 録音又は録画」という要件がある。「違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、録音又は録画が伴わず、「違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。違法となるのは、私的使用の目的であっても、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為」とされている。これによって、いわゆるストリーミング方式と呼ばれる方式は対象とせず、録音・録画機器やファイル形式へのダウンロードを対象とするという分水嶺を設けようとしているのである。ⁿ

SMTP メールとメッセージングアプリの**ばあい**と同じように、利用者にとって「デジタル方式の録音又は録画」かストリーミング形式の受信かは必ずしも容易に判別しがたい状況に至る可能性はあるだろうか。この**ばあい**は、ダウンロードし録音・録画したファイルを、別途転送したり公衆送信したりするのであれば意識されるが、もし録音・録画したものをソフトウェアで再生することも含めていけば内部実装の違いにしかみえないかもしれないだろう

2.3 考察

第一に、インターネット選挙解禁にみられた SMTP 電子メールとメッセージングアプリで差異を設けるのは、一つの規制境界としてありうる選択肢であると考えられる。ダウンロードとストリーミングという規制境界についても同様にありえる選択肢ではある。しかしながら、規制境界の内外が何らかの観点で隣接した技術である場合その後の技術発展に足かせとなる可能性もあるので、本来であればそれらの点についての技術評価も必要であろう。

第二に、インターネット選挙解禁と違法ダウンロード刑罰化は異なる適用領域に対する立法であり、SMTP プロトコル、メッセージングアプリ、ダウンロードプログラム、ストリーミング形式などそれぞれ異なった技術要素であるが、その評価のためには、利用者との接点、設計、内部実装といった諸点についての技術的理解がともに必要とされる。

第三に、ネットワークは国を超えて連携しているところ、これらの技術要素の評価においては、サービス提供、利用者双方において国際的な技術動向の評価も必要になると思われる。

ネットワーク利用犯罪は、従来も存在する犯罪類型についてその一部ないし全部がネットワーク環境を利用することによって生じる犯罪類型である。したがって、別々な刑事規制のもとに置かれていた領域が、共通の文脈のなかで、対応を必要とされる(たとえば、デジタル化された選挙文書とデジタル書籍)状況が発生し、同一ないし隣接した技術要素が問題となることが生じうるのである。

ⁿ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html, (2012年11月10日閲覧)

3. Winny 事件と技術要素

3.1 裁判経過

3.1.1 京都地判平成 18 年 12 月 13 日 (判タ 1229 号 105 頁)

- ・ Winny の技術それ自体が価値中立的であること、価値中立的な技術を提供すること一般が犯罪行為となりかねないような無限定な幫助犯の成立範囲の拡大は妥当でない
- ・ そのような技術を外部に提供することが幫助行為として違法性を帯びるのは「その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、さらに提供する際の主観的態様いかんによる」
- ・ Winny を含むファイル共有ソフトにより利用されているコンテンツのうち著作権を侵害するものが 9 割近く(音楽ファイル 92%、映像ファイル 94%、ソフトウェア 87%)、Winny が著作権侵害をしても安全なソフトとして取りざたされていた、そのような状況のもとで、Winny の現実の利用状況等を認識し、あたらしいビジネスモデルが生まれることも期待して、Winny がそのような態様で利用されることを認容しながら、自己のホームページに公開した。
- ・ これによって各正犯者が各実行行為に及んだ。著作権法違反罪の幫助犯として、罰金 150 万円を科した。

3.1.2 大阪高判平成 21 年 10 月 8 日 (刑集 65 卷 9 号 1646 頁)

価値中立のソフトをインターネット上に提供することが、正犯の実行行為を用いならしめ幫助犯が成立するためには、以下が必要である。

- ・ ソフトの提供者が不特定多数の者のうちには違法行為をする者が出る可能性・蓋然性があると認識し、認容しているだけでは足りず、
- ・ それ以上に、ソフトを違法行為の用途にみに又はこれを主要な用途として試用させるようにインターネット上で勧めてソフトを提供する場合

被告人は

- ・ 価値中立のソフトである本件 Winny をインターネット上で公開、提供した際、著作権侵害をする者が出る可能性・蓋然性があることを認識し、認容していたことは認められる。
- ・ それ以上に、著作権侵害の用途のみに又はこれを主要な用途として使用させるようにインターネット上で勧めて本件 Winny を提供していたとはこれを認めることはできない。

3.1.3 最決平成 23 年 12 月 19 日 (刑集 65 卷 9 号 1380 頁)

Winny は『適法な用途にも、著作権侵害という違法な用途にも利用でき』『これを著作権侵害に利用するか、その他の用途に利用するかは、あくまで個々の利用者の判断に委ねられている』

開発途上のソフトをインターネット上で不特定多数の

者に対して無償で公開、提供し、利用者の意見を聴取しながら当該ソフトの開発を進める方法は、ソフトの開発方法として特異なものではなく、合理的なものとして受け止められている。

ソフト開発を過度に委縮させないためにも、「単に他人の著作権侵害に利用される一般的可能性があり」「それを認識、認容しつつ」「ソフトを公開、提供」し、それを利用した著作権侵害が行われただけで、直ちに著作権侵害の帮助行為に当たると解すべきではない。

「一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況」「そのことを提供者においても認識、認容」していることが帮助犯成立の要件である。

- ・ 具体的な著作権侵害を認識、認容しながらその公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた。
- ・ 当該ソフトの性質、客観的利用状況、提供方法などに照らして、「例外的とはいえない範囲の者が同ソフトを著作権侵害に利用する蓋然性が高い」と認められる場合」「提供者もそのことを認識、認容しながら同ソフトの提供を行い」「実際にそれを用いて正犯行為が行われた」

以上をもとにあてはめると、

- ・ 客観的状況：ファイル共有ソフトによる著作権侵害の状況は、時期や統計によって相当の幅があるが、Winnyのネットワーク上を流通するファイルの4割程度が著作物でかつ著作権者の許諾を得られていない。ダウンロードできる者に限定がなく、無償、継続的に公開→例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高い状況に下で公開、提供行為であったことは否定できない。
- ・ 主観面：Winnyを著作権侵害のために利用する者が例外的とはいえない範囲の者にまで広がっており、本件Winnyを公開、提供した場合には、例外的とはいえない範囲の者がそれを著作権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識、認容していたとまで認めるに立つ証拠はない。

3.2 考察

Winny事件はソフトウェアプログラムという技術要素に特に焦点があてられた事案といえる。

控訴審（高裁）と上告審（最高裁）とは、無罪という結論を共有する（1審（地裁）は有罪判決であった）ものの、技術要素の考慮方法については、技術の中立性（価値中立のソフトをインターネット上で提供すること）を重視した判断構造をもつ控訴審に対し、上告審は帮助犯の成立要件を拡張するかたちで技術論を解消した表現を用いているといえる。しかしながら、公衆送信権侵害（送信可能化権侵害）に対するソフトウェアの提供による帮助犯の成否というコンテキストを考えると、控訴審と最高裁の判断構造を二律背反的に捉える必要はないのではないと思われる。

「帮助犯についてのこれまでの一般的な理解によれば、帮助犯の成立要件としての正犯結果は、個々の正犯者が惹起した個別の結果であり、帮助行為に必要とされる危険性・因果性も、個々の正犯結果に対する危険性・因果性」であり、それを前提とするならば、当該ソフトを犯罪に利用とする者の存在について、最高裁が設定した基準「例外的」か「例外的とはいえない」かによって帮助犯の成否が左右されることはないといえよう。それでも最高裁決定が「犯罪利用の蓋然性の高い者が『例外的とはいえない』場合に限って帮助犯が成立するという」のであれば、それはなぜか[豊田, 2012, 466-7]。

「不特定多数の利用行為『全体』を見た上で、この『全体』における犯罪利用の多寡・割合との関係で、犯罪に利用しようとする者における法益侵害の蓋然性、ひいては道具提供行為の法益侵害の危険性を把握する」という「全体的考察」に基づいている[豊田, 2013, 463]ととらえることも確かにできるだろう。

ただ、ここでは技術要素の考慮方法という点で、デジタル技術の進展によって生じ得ることになったネットワーク利用犯罪の一つである著作権の公衆送信権侵害（送信可能化権侵害）という犯罪類型の特色にとくに注目してみたい（[豊田, 2013, 467-468]も大谷反対意見および矢野調査官解説[矢野, 2012]を確認したうえで、著作権法上の差し止め請求の間接侵害論を取り入れることで[豊田, 2013, 469-471]、その点に注目しているとみることができる）。

著作権法の平成7年の改正で著作権法2条1項9号の5の送信可能化が含まれることになったが(23条1項括弧書)[中山, 2007, 220-222]、このことは著作権法のなかでの民事的な利害調整・権利調整のバランスになりたっているはずであるが、そこでWinnyソフトのようなファイル共有ソフトという技術要素を送信可能化権侵害の帮助として罪に問う可能性まで含めて評価していたとは必ずしもいえないのではないかと考えられるからである。このことは、著作権には刑法総則の帮助犯規定による処罰を予定していないと解すべき（本件弁護側の主張の一つである）とするものではない。たんに、ネットワーク利用犯罪における技術要素の評価という観点からみると、当該ソフトを犯罪に利用とする者の存在について、「例外的」か「例外的とはいえない」という最高裁が設定した基準自体のなかに、このコンテキストでの技術要素の評価が隠れているとみることができるのではないかと考えるのである。

4. おわりにかえて

4.1 特許法と著作権法における技術要素の考慮方法

著作権法は知的財産法の一分野として講じられるが、知的財産法のなかで著作権法と並んで中心となる法規に特許法があることはいうまでもない[中山, 2010]。

Winnyソフトは、もし、特許法で保護される対象となるソフトウェアプログラムになりうるものであるとするとす

ると、知的財産法学のなかでは、一方で著作権侵害を広げる可能性のある技術であると同時に、特許法で保護される対象でもあることになる。上位概念としての知的財産法にはこれまでも課題があり今も問われているが[中山,2010,6-11]、ネットワーク利用犯罪における技術要素を考慮するという観点からすると、少なくとも特許法のなかでの技術要素と著作権法のなかでの技術要素をあわせ検討する必要があると考える。この点については今後さらに検討していきたい。

4.2 コンカレント・エヴィデンス

科学技術の要素が含まれる裁判において、コンカレント・エヴィデンス方式が注目されている。ネットワーク利用犯罪のみならず、刑事司法の領域でも、検討が必要であると考える。

4.3 技術論的考察

技術の中立性については、少なくとも古典ギリシア時代からの議論の蓄積がある。技術論的観点からの検討をする必要があると考える。

参考文献

- 1) Ulrich Sieber, "Mastering Complexity in der Global Cyberspace: Harmoization of Computer-Related Criminal Law", in Milleille Delmas-Marty/Mark Pieth/Ulrich Sieber (ed.), *Les chemins de l'harmonisation pénale*(2008) (ウルリッヒ・ズィーバー (甲斐克則・新谷一朗訳)「グローバルなサイバースペースにおける複雑性の制御」甲斐克則・田口守一編『21世紀刑法学への挑戦—グローバル化情報社会とリスク社会の中で—』成文堂, 381頁以下(2012) (引用は(2012))
- 2) Michael Jackson, *Software Requirements & Specifications*, Addison-Wesley (1995) (玉井哲雄・酒匂寛訳『ソフトウェア博物誌』(1997)
- 3) 赤岩順二「クラウド環境における違法ダウンロードについて」*法とコンピュータ* 31号 83頁(2013)
- 4) ———「サイバー空間における刑事立法と共通ドメインモデル：著作権者分化と公職選挙法」情報処理学会第76回大会全国大会報告(1G(法と情報処理)-1)(2014)
- 5) 石井徹哉「いわゆる『デュアル・ユース・ツール』の刑事的規制について」(上)千葉大学法学論集第26巻第1・2号 234頁以下(2011), (下)千葉大学法学論集第27巻第2号 217頁以下(2012)
- 6) 鎮目征樹「ウィニー(Winny)事件最高裁決定の問題点 刑事法の視点から：客観面としての侵害利用状況の要求について」*法とコンピュータ* 31巻 53頁(2013)
- 7) 園田寿「Winnyの開発・提供に関する刑法的考察[再論]」*刑事法ジャーナル* 22号 59頁(2010)
- 8) 豊田兼彦「Winny事件と中立的行為」*刑事法ジャーナル* 22号 57頁(2010)
- 9) ———「幫助犯における『線引き』の問題について：Winny事件を素材として」*立命館法学*第5/6号 3538頁(2012)
- 10) 永井善之「アメリカ刑法における『中立的行為による幫助』」*金沢法学*第50巻第1号 1頁(2007)
- 11) ———『『中立的行為による幫助』について——Winny事件最高裁決定を中心に——』浅田和茂ほか編『刑事法理論の探求と発見 (齊藤豊治先生古稀祝賀論集)』成文堂 129頁以下(2012)
- 12) 中山信弘『著作権法』有斐閣(2007)
- 13) ———『特許法』弘文堂(2010)
- 14) 藤澤令夫『世界観と哲学の根本問題』岩波書店(1989)
- 15) 藤本孝之「ファイル共有ソフトの開発提供と著作権侵害罪の

幫助犯の成否——Winny事件——」*知的財産法政策学研究* 26号 167頁(2010)

- 16) 村田純一『技術の哲学』岩波書店(2012)
- 17) 矢野直邦「適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル共有ソフトWinnyをインターネットを通じて不特定多数の者に公開、提供し、正犯者がこれを利用して著作物の公衆送信権を侵害することを幫助したとして、著作権法違反幫助に問われた事案につき、幫助犯の故意が欠けるとされた事例(平成23.12.19最高三小決)〈最高裁重要判例解説〉」*Law & Technology* 55巻 69頁 (2012)